

財務省告示第三百七十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十四年九月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十四年十月四日

財務大臣 塩川 正十郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（五年）（第二十二回）
二	発行の根拠	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一條第一項
三	発行方法	簡易生命保険特別会計の積立金による引受け
四	発行額	額面金額で千六百十億円
五	払込金額	千五百十九億五千三百六十万円
六	額面金額の種類	五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種
七	発行行	平成十四年九月二十日
八	発行価格	額面金額百円につき九十九円九十六銭
九	利率	年〇・三パーセント
十	初期利子	平成十五年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎三年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する

十 十 十
五 四 三 二

払 払 元 償 償
込 場 利 還 還
期 所 金 金 期
日 支 額 限

平 取 国 日 額 平 利
成 扱 債 本 面 成 子
十 店 代 銀 金 十 を
四 並 理 行 の 額 九 支
年 び 店 の 本 円 九 払
九 に 取 び 店 に 月 う
月 扱 国 支 っ き 二
二 郵 債 店 支 百 日
日 便 元 利 店 代
局 利 金 支 理 店
支 払